議案第54号 説明資料

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例 改 Ŧ. 条 例 ○幕別町公営住宅管理条例 ○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号) (平成9年3月28日 条例第6号) 第1条~第5条 略

第1条~第5条 略

(入居者の資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その 他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項にお いて「老人等」という。) にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特 別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項におい て「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第29条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」とい う。)にあっては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があるこ

と。 $(2)\sim(4)$

第7条~第65条

附則

 $1\sim6$

7 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第 1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の公営住宅 に係る第6条の規定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に

(入居者の資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その 他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項にお いて「老人等」という。) にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特 別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(次条第2項におい て「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) 第29条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」とい う。)にあっては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があるこ と。

 $(2)\sim(4)$ 略

第7条~第65条

附則

 $1\sim6$

7 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法 律第19号) 第3条第1項に規定する過疎地域内の公営住宅に係る第6条の規 定の適用については、当該公営住宅の入居に当たって現に同居し、又は同居

現 行 条 例	改 正 条 例
同居し、又は同居しようとする親族がいない場合においても、同条第1号の 条件を具備しているものとみなす。	しようとする親族がいない場合においても、同条第1号の条件を具備してい るものとみなす。
8~11 略	8~11 略